平成25年3月亀岡市議会定例会 条例一部改正資料 (新旧対照表)

亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(市の責務)	(市の責務)
第4条 市は、国、京都府、法 <u>第32条の2</u> 第1項の規定により公安委員会か	第4条 市は、国、京都府、法 <u>第32条の3</u> 第1項の規定により公安委員会か
ら京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴	ら京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴
力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を	力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を
図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。	図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年亀岡市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
	(暴力団員等への財産の交換、譲与、無償貸付等の禁止) 第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2 条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、普 通財産の交換、譲与、無償貸付等をしてはならない。 2 市長は、暴力団員等に対し、物品の交換、譲与、無償貸付等をしては ならない。ただし、災害による応急救助等の用に供する場合その他の やむを得ない場合については、この限りでない。
(普通財産の交換)	(普通財産の交換)
<u>第2条</u> 普通財産は、次の各号の <u>一に</u> 該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。 (1)~(3) (略)	第3条 普通財産は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。 (1)~(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(普通財産の譲与又は減額譲渡)	(普通財産の譲与又は減額譲渡)
 第3条 普通財産は、次の各号の一に 該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1)~(4) (略) (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 	第4条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。(1)~(4) (略)(普通財産の無償貸付又は減額貸付)
 第4条 普通財産は、次の各号の一に 該当するときは、これを無償 又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) (略) 	(音通射座の無値負的又は減額負的) 第5条 普通財産は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、これを無償 又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) (略)

(2) 水害、地震、火災等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 (略)

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 (略)

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 (略)

(2) 水害、地震、火災等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難い と認めるとき。

(物品の交換)

第6条 (略)

2 第3条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第7条 (略)

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第8条 (略)

亀岡市法定外公共物管理条例(平成16年亀岡市条例第28号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(禁止行為)	(禁止行為)
第4条 何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。	第4条 何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 土石、竹木等の物件を <u>たい積</u> し、又はごみその他の汚物若しくは 廃物を投棄すること。	(2) 土石、竹木等の物件を <u>堆積</u> し、又はごみその他の汚物若しくは 廃物を投棄すること。
(3) (略)	(3) (略)
(占用等の許可)	(占用等の許可)
第5条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市	第5条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市
長の許可を受けなければならない。	長の許可を受けなければならない。 <u>許可を受けた内容を変更しようと</u>
	<u>するときについても同様とする。</u>
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 竹木等の栽植 <u>若しくは</u> 伐採をすること。	(6) 竹木等の栽植 <u>又は</u> 伐採をすること。
	2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4
	号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許
	可(以下「占用等の許可」という。)をしてはならない。ただし、公益上
	<u>必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認</u> める施設を設置する場合は、この限りでない。
2 市長は、 <u>前項</u> の許可をする場合において、法定外公共物の管理又は 適正な利用のため必要があると認めるときは、当該許可に条件を付す ことができる。	
(許可の期間)	(許可の期間)

第6条 前条第1項の許可(以下「占用許可」という。)の期間は、5年を超 えない範囲で市長が定める。

(許可の期間の更新等)

- 第7条 占用許可 を受けた者(以下「占用者」という。)は、第5条第1|第7条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、第5条第1 項に掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長 の許可を受けなければならない。
- 2 占用者は、その許可の期間満了後も引き続き許可を受けようとする場 | 2 占用者は、その許可の期間満了後も引き続き許可を受けようとする場 合は、当該占用許可の期間満了の日前30日までに、市長の許可を 受けなければならない。

(許可の基準)

第8条 占用許可 は、次の基準に基づいて行わなければならない。

(1) • (2) (略)

(占用料の徴収等)

- 第9条 市長は 第5条第1項第1号から第4号までの許可を受けた者から、 当該許可期間又は数量に応じて、占用料を徴収する。
- 2 占用料の額及び徴収の方法については、亀岡市道路占用料徴収条例 (昭和31年亀岡市条例第36号)及び亀岡市河川占用料等徴収条例 (平成12年亀岡市条例第7号)の規定を準用する。
- 3 (略)

(占用料の減免)

第10条 市長は 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用 │ 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用 料を減額し、又は免除することができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(許可物件の管理等)

第6条 占用等の許可

の期間は、5年を超

えない範囲で市長が定める。

(許可の期間の更新等)

- 項に掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長 の許可を受けなければならない。
- 合は、当該占用等の許可の期間満了の日前30日までに、市長の許可を 受けなければならない。

(許可の基準)

第8条 占用等の許可は、次の基準に基づいて行わなければならない。

(1) • (2) (略)

(占用料の徴収等)

- 第9条 市長は、第5条第1項第1号から第4号までの許可を受けた者から、 当該許可期間又は数量に応じて、占用料を徴収する。
- 2 占用料の額及び徴収の方法については、亀岡市道路の占用に関する条 例(昭和31年亀岡市条例第36号)及び亀岡市河川の占用等に関する条例 (平成12年亀岡市条例第7号)の規定を準用する。
- 3 (略)

(占用料の減免)

料を減額し、又は免除することができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(許可物件の管理等)

第13条 占用者は、占用許可 に係る工作物その他の物件を常に良好 な状態に保持するとともに、法定外公共物の機能、構造等に支障が生 じないよう管理しなければならない。

2 (略)

(権利譲渡の制限)

第14条 占用者は、占用許可 に基づく権利を他人に譲渡し、貸付け し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、 この限りではない。

(許可に基づく地位の承継)

第15条 占用者について相続、合併又は分割があったときは、その相続 ┃ 第15条 占用者について相続、合併又は分割があったときは、その相続 人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割 により占用許可 に基づく権利を承継した法人は、速やかにその旨 を市長に届け出て、占用者の地位を承継する。

(原状回復)

- 第16条 占用者は、占用許可 の期間が満了したとき、又は占用を終 了し、若しくは廃止したときは、速やかに法定外公共物を原状に回復 し、かつ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が 原状に回復させる必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、占用許可 を受けないで、第5条第1項に規定する行為をす る者に対して直ちにその行為を停止させ、期限を指定して原状の回復 を命じ、及びこれによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ず ることができる。

3 (略)

(監督処分)

第13条 占用者は、占用等の許可に係る工作物その他の物件を常に良好 な状態に保持するとともに、法定外公共物の機能、構造等に支障が生 じないよう管理しなければならない。

2 (略)

(権利譲渡の制限)

第14条 占用者は、占用等の許可に基づく権利を他人に譲渡し、貸付け し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、 この限りではない。

(許可に基づく地位の承継)

人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割 により占用等の許可に基づく権利を承継した法人は、速やかにその旨 を市長に届け出て、占用者の地位を承継する。

(原状回復)

- 第16条 占用者は、占用等の許可の期間が満了したとき、又は占用を終 了し、若しくは廃止したときは、凍やかに法定外公共物を原状に回復 し、かつ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が 原状に回復させる必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、占用等の許可を受けないで、第5条第1項に規定する行為をす る者に対して直ちにその行為を停止させ、期限を指定して原状の回復 を命じ、及びこれによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ず ることができる。

(略)

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>占用許可</u> _を取り消し、その行為を中止させ、必要な措置を指示し、又は法定外 公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) (略)
- (2) 占用許可 に付した条件に違反した者
- (3) (略)
- 2 (略)

(立入調査)

第18条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定により宅地又は垣、<u>さく等</u>で囲まれた土地に立ち入ろうと する場合はあらかじめ当該土地の所有者に告げなければならない。
- 4 (略)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>占用等の許可</u>を取り消し、その行為を中止させ、必要な措置を指示し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) (略)
- (2) 占用等の許可に付した条件に違反した者
- (3) (略)
- 2 (略)

(立入調査)

第18条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定により宅地又は垣、<u>柵等</u>で囲まれた土地に立ち入ろうと する場合はあらかじめ当該土地の所有者に告げなければならない。
- 4 (略)

亀岡市立学校施設使用条例(平成16年亀岡市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(使用の許可)	(使用の許可)
第4条 (略)	第4条 (略)
	2 教育委員会は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第
	2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前
	<u>項の許可をしてはならない。</u>
(使用の不許可)	(使用の不許可)
第5条 教育委員会は、次の各号の一に 該当するときは、使用を許	第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許
可しない。	可しない。
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
2 (略)	2 (略)
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第6条 次の各号の一に 該当するときは、使用条件を変更し、又は	第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は
使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。	使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。
	(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当
	し、又は該当していたことが判明したとき。
(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例又はこ	(2) 使用者 が、この条例又は
の条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。	この条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
(<u>3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)

2 (略) 2 (略)

改正後 (案) 現行 (入居者の資格) (入居者の資格) 第4条 小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる 第4条 小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれ もので、入居を希望し、かつ、住宅に困窮していることが明らかなも かに掲げる者で、入居を希望し、かつ、住宅に困窮していることが明 らかなものでなければならない。 のでなければならない。 (1)・(2) (略) (1) • (2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しよ うとする親族が亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2 条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者は、 小集落改良住宅に入居することができないものとする。 2 前項 の規定により小集落改良住宅に入居すべき者が入居せず、又は 3 第1項の規定により小集落改良住宅に入居すべき者が入居せず、又は 入居しなくなった場合は、小集落改良地区内に居住し、かつ、住宅に 入居しなくなった場合は、小集落改良地区内に居住し、かつ、住宅に 困窮すると認められる者の中から入居資格者を選考し、なお、入居者 困窮すると認められる者の中から入居資格者を選考し、なお、入居者 がない場合は、条例第5条に規定する者を入居資格者とする。 がない場合は、条例第5条に規定する者を入居資格者とする。 (敷金) (敷金) 第8条 (略) 第8条 (略) 2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立退く ときは、これを還付 2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くときは、これを還付 する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうち する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうち からこれを控除するものとする。 からこれを控除するものとする。 3 (略) 3 (略) (明渡し請求) (明渡し請求)

第10条 市長は、入居者が次の各号の一に 該当する場合は、当該 ┃ 第10条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該

入居者に対し、当該小集落改良住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (2) (略)
- (3) 当該小集落改良住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) (5) (略)

(明渡し費用)

第11条 前条の規定により小集落改良住宅を明渡さなければならない者 | 第11条 前条の規定により小集落改良住宅を明渡さなければならない者 | は、当該明渡しに要する費用又はそのために生ずるすべての損害を負 担しなければならない。

(入居の承継)

第12条 (略)

入居者に対し、当該小集落改良住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (2) (略)
- (3) 当該小集落改良住宅又は共同施設を故意に<u>毀損</u>したとき。
- (4) (5) (略)
- (6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が暴力団員であるこ とが判明したときを含む。)。

(明渡し費用)

は、当該明渡しに要する費用又はそのために生ずる全ての損害を負 担しなければならない。

(入居の承継)

第12条 (略)

2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員であ る場合は、同項の承認をしてはならない。

亀岡市営特定目的住宅条例(昭和43年亀岡市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第3条 市営特定目的住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。	第3条 市営特定目的住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。
(1) • (2) (略)	(1) · (2) (略)
(3) 前号イ、ウ、エに該当する者にあっては、現に居住している住宅 又は建物の撤去が必要であると市長が認定した場合において、当該 住宅又は建物を撤去できる者	(3) 前号イ、ウ、エに該当する者にあっては、現に居住している住宅 又は建物の撤去が必要であると市長が認定した場合において、当該 住宅又は建物を撤去できる者であること。 (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市 暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に規定する
(入居権の承継) 第9条 (略)	暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であること。 (入居権の承継) 第9条 (略)
NJOAC (MI)	2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。
2 第4条及び第6条の規定は、 <u>前項</u> の入居権の承継について準用する。	<u>3</u> 第4条及び第6条の規定は、 <u>第1項</u> の入居権の承継について準用する。

亀岡市湯の花温泉供給条例(平成9年亀岡市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(供給の許可)	(供給の許可)
第5条 (略)	第5条 (略)
	2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許 可をしてはならない。
<u>2</u> 市長は <u>前項</u> の規定による申請を受けたときは、温泉量その他につ	
いて調査の上、14日以内に許可するものとする。ただし、温泉量その	いて調査の上、14日以内に許可するものとする。ただし、温泉量その
他の理由により供給量を制限又は供給を保留若しくは拒否することが	他の理由により供給量を制限又は供給を保留若しくは拒否することが
ある。	ある。
$\frac{3}{2}$ (略)	<u>4</u> (略)
(届出)	(届出)
第13条 受給者は、次の各号の <u>一に</u> 該当するときは、速やかに市 長に届け出なければならない。	第13条 受給者は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、速やかに市 長に届け出なければならない。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
2 (略)	2 (略)
(メーターの貸与)	(メーターの貸与)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 前項の規定によりメーターの貸与を受けた <u>もの</u> は、善良な管理のもと 使用しなければならない。	2 前項の規定によりメーターの貸与を受けた <u>者</u> は、善良な管理のもと 使用しなければならない。
3 前項の管理を怠ったためメーターを忘失又は <u>き損</u> した場合は、市長が 定める損害額を弁償しなければならない。	3 前項の管理を怠ったためメーターを忘失又は <u>毀損</u> した場合は、市長が 定める損害額を弁償しなければならない。

4 市長が特に認めたときは、メーターを買い取ることができる。この場 | 4 市長が特に認めたときは、メーターを買い取ることができる。この場 合、温泉の供給を廃止したときは、メーターは 市に帰属するものと する。

(使用量)

第17条 (略)

2 メーターは 毎月定例日に検針し、その日の属する月分として算定す る。ただし、市長が必要と認めたときは、別の方法で使用量を認定す ることができる。

(供給停止処分)

第22条 市長は、次の各号に該当する行為をした者に対しては、供給の 停止又は許可を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(略) (4)

合、温泉の供給を廃止したときは、メーターは、市に帰属するものと する。

(使用量)

第17条 (略)

2 メーターは、毎月定例日に検針し、その日の属する月分として算定す る。ただし、市長が必要と認めたときは、別の方法で使用量を認定す ることができる。

(供給停止処分)

第22条 市長は、次の各号に該当するときは 、 供給の 停止又は許可を取り消すことができる。

- (1) 受給者が暴力団員等に該当することが判明したとき。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (略) (5)

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例(平成10年亀岡市条例第29号)新旧対照表

現行

○亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、<u>たい積</u>行為及び切土 の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における土砂等による土地の埋立て、盛土、<u>たい積</u>行為及び切土による造成について、自然景観を含めた環境の保全並びに災害の防止を図るため、必要な規制を行うことにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持し、自然豊かなまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又は<u>たい積</u>の用に供するもので、廃 棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土、<u>たい積</u>行為及び切土による造成を行うことをいう。
- (3) (略)
- (4) 切土事業 事業区域内の傾斜地を切りその土砂等を搬出する行為 及びその土砂等を事業区域内で用いて盛土、たい積する行為をいう。

(5) (6) (略)

(許可の基準)

改正後 (案)

○亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、<u>堆積</u>行為及び切土 の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における土砂等による土地の埋立て、盛土、<u>堆</u> <u>積</u>行為及び切土による造成について、自然景観を含めた環境の保全 並びに災害の防止を図るため、必要な規制を行うことにより、市民の 健康で安全かつ快適な生活環境を保持し、自然豊かなまちづくりを進 めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又は<u>堆積</u>の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
 - (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土、<u>堆積</u> 行為及び切土による造成を行うことをいう。
 - (3) (略)
 - (4) 切土事業 事業区域内の傾斜地を切りその土砂等を搬出する行為 及びその土砂等を事業区域内で用いて盛土、堆積 する行為をいう。
 - (5) (6) (略)

(許可の基準)

第7条 (略)

規模等に応じて規則で定める。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、事業主等が前条の規定による命令に従わないときは、 第6条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

2 (略)

(罰則)

第26条 次の各号の一に 該当する者は、1年以下の懲役又は100万 円以下の罰金に処する。

(1) • (2) (略)

2 · 3 (略)

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、土砂等による土地の埋立て、盛 | 第29条 この条例に定めるもののほか、土砂等による土地の埋立て、盛 土、たい積行為及び切土による造成の規制に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

第7条 (略)

- 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許 可をしてはならない。
- 2 前項 各号に規定する必要な措置に係る技術上の基準は、事業区域の 3 第1項各号に規定する必要な措置に係る技術上の基準は、事業区域の 規模等に応じて規則で定める。

(許可の取消し等)

- 第15条 市長は、第6条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいず れかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。
 - (1) 事業主等が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明し たとき。
 - (2) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
- 2 (略)

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万 円以下の罰金に処する。

(1) • (2) (略)

2 · 3 (略)

(委任)

土、堆積 行為及び切土による造成の規制に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

亀岡市下矢田みどりの郷広場条例(平成15年亀岡市条例第16号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(行為の制限)	(行為の制限)
第3条 (略)	第3条 (略)
	2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4 号に掲げる暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為	3 第1項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為
を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書	を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書及
を市長に提出しなければならない。	<u>び誓約書</u> を市長に提出しなければならない。
$\frac{3}{2}$ (略)	<u>4</u> (略)
4 (略)	<u>5</u> (略)
<u>5</u> 市長は、第1項又は <u>第3項</u> の許可にみどりの郷の管理上必要な範囲内で	<u>6</u> 市長は、第1項又は <u>第4項</u> の許可にみどりの郷の管理上必要な範囲内で
条件を付けることができる。	条件を付けることができる。
(行為の禁止)	(行為の禁止)
第4条 みどりの郷においては、次の各号に掲げる行為をしてはならな	第4条 みどりの郷においては、次の各号に掲げる行為をしてはならな
V'o	٧٠°
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 立入禁止区域に <u>立入る</u> こと。	(4) 立入禁止区域に <u>立ち入る</u> こと。
(5) (略)	(5) (略)
(6) たき火をし、又は火気を <u>もてあそぶ</u> こと。	(6) たき火をし、又は火気を <u>弄ぶ</u> こと。
(7) (略)	(7) (略)
(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。	(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(9) • (10) (略)

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、次の各号の一に 該当するときは、区域を定めてみ 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めてみ どりの郷の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号の一に 該当する者に対して、この条例の 規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を 変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはみどりの郷からの退去を 命ずることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

る許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、前項に規定する処 分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(使用料の環付)

当するときは、市長はその全部又は一部を環付することができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(9) • (10) (略)

(利用の禁止又は制限)

どりの郷の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) • (2) (略)

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の 規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を 変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはみどりの郷からの退去を 命ずることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

2 市長は、次の各号の一に 該当するときは、この条例の規定によ 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定によ る許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、前項に規定する処 分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(使用料の環付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に 該 | 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該 当するときは、市長はその全部又は一部を環付することができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

亀岡市農業公園条例(平成17年亀岡市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(使用許可)	(使用許可)
第4条 (略)	第4条 (略)
	2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4
	号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許
	可をしてはならない。
<u>2</u> 前項 の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為	<u>3</u> 第1項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為
を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を 市長に提出しなければならない。	を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を 市長に提出しなければならない。
	_ ````
$\frac{4}{2}$ (略)	<u>5</u> (略)
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第5条 市長は、次の各号の一に 該当するときは、区域を定めて公	第5条 市長は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、区域を定めて公
園の使用を禁止し、又は制限することができる。	園の使用を禁止し、又は制限することができる。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第6条 次の各号の一に 該当するときは、市長は使用許可を取り消	第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消
し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。	し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。
	(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当
	することが判明したとき。_
<u>(1)</u> (略)	(2) (略)
<u>(2)</u> (略)	(3) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)

(入園の拒否等)

- 第7条 市長は、次の各号の一に __該当する者に対し、入園を拒否し、 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入園を拒否し、 又は退去を命ずることができる。
 - (1) (略)
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者
 - (3) (略)

(行為の禁止)

第8条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

- (6) たき火をし、又は火気をもて遊ぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) (9) (略)

(使用者の管理義務)

第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間中そ | 第9条 使用者 の使用に係る施設を善良なる管理者の注意をもって管理しなければな らない。

(特別の設備の制限)

第15条 (略)

2 前項の特別の設備に要する経費は、すべて使用者の負担とする。

別表第1(第11条関係)

使用料

- (4) (略)
- (5) (略)

(入園の拒否等)

- 又は退去を命ずることができる。
- (1) (略)
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す おそれがあると認められる者
- (3) (略)

(行為の禁止)

第8条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

- (6) たき火をし、又は火気を弄ぶ こと。
- (7) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (8) (9) (略)

(使用者の管理義務)

は、使用期間中そ の使用に係る施設を善良なる管理者の注意をもって管理しなければな らない。

(特別の設備の制限)

第15条 (略)

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て 使用者の負担とする。

別表第1(第11条関係)

使用料

1 公園施設を設置する場合

【別記1 (略)】

2 公園を占用又は使用する場合

【別記2 参照】

(備考)

- 1 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用 期間が1月未満のとき、又は1月未満の端数が生じたときは、日割 計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、1 平方メートル未満のとき、又は1平方メートル未満の端数が生じた ときは、1平方メートルとして使用料を算出する。

1 公園施設を設置する場合

【別記1 (略)】

2 公園を占用又は使用する場合

【別記2 参照】

(備考)

- 1 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用 期間が1月未満のとき、又は1月未満の端数が生じたときは、日割 計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、1 平方メートル未満のとき、又は1平方メートル未満の端数が生じた ときは、1平方メートルとして使用料を算出する。

【別記2】

現行

区分	単位	金額	
道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件		亀岡市道路占用料徴収条例	(昭和31年亀岡市
		条例第36号)に定める額	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートルにつき1日		20円
興行、研修、集会、展示会、博覧会類	1平方メートルにつき1日		20円
行商、募金その他これに類する行為	1人1月		400円
業として行う写真撮影	撮影機(写真機)1台1日		1,000円
業として行う映画撮影	1件1日		10,000円
広告用工作物類	表示面積1平方メートルにつき1日		3,000円
農作物及び花き等の栽培	10平方メートルにつき1月		300円
その他の占用又は利用	別に市長が定める		

改正後 (案)

区分	単位	金額	
道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件		<u>亀岡市道路の占用に関する条例</u> (昭和31年亀岡市	
		条例第36号)に定める額	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートルにつき1日	20円	
興行、研修、集会、展示会、博覧会類	1平方メートルにつき1日	20円	
行商、募金その他これに類する行為	1人1日	400円	

業として行う写真撮影	撮影機(写真機)1台1日	1,000円
業として行う映画撮影	1件1日	10,000円
広告用工作物類	表示面積1平方メートルにつき1日	3,000円
農作物及び花き等の栽培	10平方メートルにつき1月	300円
その他の占用又は利用	別に市長が定める	

亀岡市道路占用料徴収条例(昭和31年亀岡市条例第36号)新旧対照表

電画市退路占用科徵収条例(昭和31年電画市条例第36号)新旧对照表 現行	改正後(案)
○亀岡市道路占用料徴収条例	亀岡市道路の占用に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)	第1条 この条例は、市が管理する道路法(昭和27年法律第180号。以下
の規定に基づき、市道の占用料の徴収に関して必要な事項を定めるも	「法」という。)第3条に規定する市道(以下「道路」という。)の占用に
<u>のとする。</u>	<u>ついて必要な事項を定めるものとする。</u>
	(占用の許可)
	第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2
	条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第32条第1項の許可(以下「許可」
	という。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活
	等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合
	は、この限りでない。
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 道路占用者 は、別表による 占用料を納付しなければならな	
い。ただし、別表に <u>よりがたい</u> ものの占用料の額は、別表に <u>準じ</u> そ	い。ただし、別表に <u>より難い</u> ものの占用料の額は、別表に <u>準じて</u> そ
の都度市長が定める。	の都度市長が定める。
(占用料の徴収金額)	
第3条 占用期間が1年以内のもの又は1件の額が2,000円以下のものの占	(削る)
用料は、一時に全額を徴収する。	
2 占用期間が1年を超えるものについては、占用料全額を期間の年数に	
等分した額を毎年徴収する。	
(占用料の納付期限)	(占用料の納付期限)

第4条	占用料は、	_市長が指定する <u>期限</u> までに
納付	しなければならない。	
(占用	料の減免)	
第5条	公益その他特別の理由があるときは、	、市長は占用料
	を減免することができる。	

第6条 <u>道路占用者</u> の責めに帰する理由により道路の占用を廃止し、 又は占用の許可を取り消された場合にあっては、既納の占用料は還付 しない。

別表(第2条関係)

道路占用料

【別記1 参照】

備考

- 1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、 月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占 用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。
- 3 1件の占用料の額が100円未満であるものは<u>100円とし</u>、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は 切り捨てる。

第4条 前条の占用料は、毎年度当該年度分を市長が指定する日 までに 納付しなければならない。ただし、占用期間が1年以内のもの又は占用 期間に係る占用料の額が1件2,000円以下のものは、一時に全額を納付 するものとする。

(占用料の減免)

第5条 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、 占用料を減免することができる。

(占用料の返環)

第6条 <u>許可を受けた者</u>の責めに帰する理由により道路の占用を廃止し、 又は占用の許可を取り消された場合にあっては、既納の占用料は還付 しない。

別表(第2条関係)

道路占用料

【別記1 参照】

備考

- 1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、 月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占 用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。
- 3 1件の占用料の額が100円未満であるものは<u>、100円とし</u>、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は<u>、切り捨てる</u>。

【別記1】

現行

占用物件		単位	金額	摘要	
法第32条第1項第1号に掲げる 電柱		1本につき1年	円	支線及び支柱はそれ	
工作物				2,300	ぞれの柱類とみな
	電話柱(電柱であ	るものを除く。)	1本につき1年	900	す。
	その他の柱類		1本につき1年	2,300	
	公衆電話所		1個につき1年	2,300	
	地下電線その他力	地下に設ける線類	1メートルにつき1年	200	
法第32条第1項第2号に掲げる	水管、下水道管、	外径が0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	200	
物件	ガス管その他こ	外径が0.2メートル以上0.4メートル未		500	
	れらに類するも	満のもの			
	の	外径が0.4メートル以上1.0メートル未		1,000	
		満のもの			
		外径が1.0メートル以上のもの		1,800	
法第32条第1項第3号に掲げる 鉄道、軌道その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつ	1,500		
施設			き1年		
法第32条第1項第4号に掲げる	日よけ、雨よけ、	雪よけその他これらに類するもの	JJ	1,200	
施設					
法第32条第1項第5号に掲げる	道路その他これ	らに類するもの	l)	1,500	のり敷に設ける通路
施設					橋を含む。

法第32条第1項第6号に掲げる	露店、商店、置場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1月	600	
施設				
道路法施行令(昭和27年政令	広告用工作物	表示面積1平方メートルにつ	6,200	
第479号。以下「令」という。)		き1年		
第7条第1号に掲げる物件	アーチ類	1本につき1月	6,200	
	標識類	1本につき1年	900	
令第7条第2号及び第3号に掲	 工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、瓦、	占用面積1平方メートルにつ	600	
げる物件	竹木その他工事用材料置場	き1月		
<u>令第7条第4号</u> に掲げる仮設建	仮建造物	1平方メートルにつき1年	1,800	
築物 <u>及び第5号</u> に掲げる施設				

改正後 (案)

占用物件		単位	金額	摘要
法第32条第1項第1号に掲げる	電柱	1本につき1年	円	支線及び支柱はそれ
工作物			2,300	ぞれの柱類とみな
	電話柱(電柱であるものを除く。)	1本につき1年	900	す。
	その他の柱類	1本につき1年	2,300	
	公衆電話所	1個につき1年	2,300	
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	200	
法第32条第1項第2号に掲げる	水管、下水道管、外径が0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	200	
物件	ガス管その他こ 外径が0.2メートル以上0.4メートル未		500	
	れらに類するも 満のもの			

	の 外径が0.4メートル以上1.0メートル未 満のもの		1,000	
	外径が1.0メートル以上のもの		1,800	
法第32条第1項第3号に掲げる	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつ	1,500	
施設		き1年		
法第32条第1項第4号に掲げる	日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類するもの	n .	1,200	
施設				
法第32条第1項第5号に掲げる	道路その他これらに類するもの	n .	1,500	のり敷に設ける通路
施設			,	橋を含む。
法第32条第1項第6号に掲げる	露店、商店、置場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1月	600	
施設				
道路法施行令(昭和27年政令	広告用工作物	表示面積1平方メートルにつ	6,200	
第479号。以下「令」という。)		き1年		
第7条第1号に掲げる物件	アーチ類	1本につき1月	6,200	
	標識類	1本につき1年	900	
令第7条第4号及び第5号に掲	工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、瓦、	占用面積1平方メートルにつ	600	
げる物件	竹木その他工事用材料置場	き1月		
<u>令第7条第6号</u> に掲げる仮設建	仮建造物	1平方メートルにつき1年	1,800	
築物 <u>及び第7号</u> に掲げる施設				

亀岡市河川占用料等徴収条例(平成12年亀岡市条例第7号)新旧対照表

第4条 占用料等は、市長

に納付しなければならない。

改正後 (案) 現行 ○亀岡市河川占用料等徴収条例 ○亀岡市河川の占用等に関する条例 (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。) 第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。) 第100条第1項の規定により市長が指定した河川(以下「準用河川」とい 第100条第1項の規定により市長が指定した河川(以下「準用河川」とい う。)の流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採 う。)の占用等 に関して必要な事項を定める 取料(以下「占用料等」という。)の徴収に関して必要な事項を定めるも のとする。 ものとする。 (占用等の許可) (占用料等の額) 第2条 準用河川において法第23条から法第25条までの許可を受けた者 第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2 (以下「河川占用者」という。)は、法第32条第1項の規定により別表に 条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第24条又は第25条の許可をして 定める額の占用料等を納付しなければならない。ただし、別表により はならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために がたいものの占用料等の額は、別表に準じその都度市長が定める。 必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りで ない。 (流水占用料及び土地占用料の徴収金額) (占用料等の額) 第3条 流水占用料及び土地占用料について占用期間が1年以内のものの 第3条 法第23条から法第25条までの許可を受けた者(以下「河川占用者」 占用料は、一時に全額を徴収する。 という。)は、別表に掲げる流水占用料、土地占用料及び土石等採取料(以 2 占用期間が1年を超えるものについては、占用料全額を期間の年数に 下「占用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、別表に 等分した額を毎年徴収する。 より難いものの占用料等の額は、別表に準じてその都度市長が定める。 (占用料等の納付期限) (占用料等の納付期限)

が指定する期限まで┃第4条 前条の占用料等は、毎年度当該年度分を市長が指定する日 まで

に納付しなければならない。ただし、占用期間が1年以内の流水占用料

(占用料等の減免)

第5条 市長は、次の各号の<u>一に</u> 該当する場合は、占用料等の全部 又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用のため流水若しくは土地を占用し、又は<u>土石その他の河川産出物</u>を採取するとき。
- (2) · (3) (略)

別表(第2条関係)

1 流水占用料

【別記1 (略)】

備考

- (1) 占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。
- (2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは 100円とし、 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。
- 2 土地占用料

【別記2 (略)】

備考

(1) 占用期間が、1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。

及び土地占用料は、一時に全額を納付するものとする。

(占用料等の減免)

第5条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、占用料等の全部 又は一部を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用のため流水若しくは土地を占用し、又は<u>土石等</u>を採取するとき。

(2) (3) (略)

別表(第2条関係)

1 流水占用料

【別記1 (略)】

備考

- (1) 占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。
- (2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは、100円とし、 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。
- 2 土地占用料

【別記2 (略)】

備考

(1) 占用期間が、1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。

- (2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 占用の数量が、1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。
- (4) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは__100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。
- (5) この表に掲げるもの以外の占用については、この表中類似のも のの占用料によるものとする。
- 3 土石採取料その他の河川産出物採取料

【別記3 (略)】

備考

- (1) 採取の数量が1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。
- (2) 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

- (2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 占用の数量が、1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。
- (4) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは、100円とし、 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。
- (5) この表に掲げるもの以外の占用については、この表中類似のも のの占用料によるものとする。
- 3 土石等採取料

【別記3 (略)】

備考

- (1) 採取の数量が1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。
- (2) 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成20年亀岡市条例第15号)新旧対照表

現行	改正後(案)		
(占用許可)	(占用許可)		
第4条 (略)	第4条 (略)		
	2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4		
	号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許		
	<u>可をしてはならない。</u>		
<u>2</u> 市長は、のどかめロードの管理上必要があるときは、 <u>前項</u> の許可に	<u>3</u> 市長は、のどかめロードの管理上必要があるときは、 <u>第1項</u> の許可に		
条件を付することができる。	条件を付することができる。		
(占用許可の取消し等)	(占用許可の取消し等)		
第5条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき	第5条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき		
は、占用の許可を取り消し、又は占用を中止させ、若しくは許可の条	は、占用の許可を取り消し、又は占用を中止させ、若しくは許可の条		
件を変更することができる。	件を変更することができる。		
	(1) <u>占用者が暴力団員等に該当することが判明したとき。</u>		
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)		
<u>(2)</u> (略)	(3) (略)		
(3) (略)	<u>(4)</u> (略)		
(占用料)	(占用料)		
第6条 (略)	第6条 (略)		
2 別表第1に掲げる占用物以外については、 <u>亀岡市道路占用料徴収条例</u>	2 別表第1に掲げる占用物以外については、 <u>亀岡市道路の占用に関する</u>		
(昭和31年亀岡市条例第36号)の規定を準用する。	条例(昭和31年亀岡市条例第36号)の規定を準用する。		
別表第1(第6条関係)	別表第1(第6条関係)		
【別記1 (略)】	【別記1 (略)】		

備考

- 1 占用の期間が1年未満の端数を生じる場合には、月割で計算し、1 月未満の端数が生じる場合は<u>日割計算</u>する。この場合において、 占用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割に あっては年額を365で除した額とする。
- 2 占用料を算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを 切り捨てる。
- 3 多目的フロアに係る電気使用料は、別に実費を徴収する。

備考

- 1 占用の期間が1年未満の端数を生じる場合には、月割で計算し、1 月未満の端数が生じる場合は、日割計算する。この場合において、 占用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割に あっては年額を365で除した額とする。
- 2 占用料を算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを 切り捨てる。
- 3 多目的フロアに係る電気使用料は、別に実費を徴収する。

現行	改正後(案)
(計測装置の設置等)	(計測装置の設置等)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 使用者は、前項の計測装置を相当の注意をもって管理するものとし、	2 使用者は、前項の計測装置を相当の注意をもって管理するものとし、
故意又は過失により、これを <u>き損</u> 又は亡失したときは、管理者の認定	故意又は過失により、これを <u>毀損</u> 又は亡失したときは、管理者の認定
する損害額を賠償しなければならない。	する損害額を賠償しなければならない。
3・4 (略)	3・4 (略)
(行為の許可)	(行為の許可)
第24条 (略)	第24条 (略)
	2 管理者は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条
	第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項
	の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等
	を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合
	<u>は、この限りでない。</u>
(許可を要しない軽微な変更)	(許可を要しない軽微な変更)
第25条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設	第25条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設
の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同項の	の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同項の
許可を受けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、 同項の許可を受けた者が、当該施設又は工作物その他の物件を設ける	許可を受けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、 同項の許可を受けた者が、当該施設又は工作物その他の物件を設ける
目的に附随して行うものとする。	目的に付随して行うものとする。
(占用の許可)	(占用の許可)
第27条 (略)	第27条 (略)
カ41木 (町)	カム・木 (呼び)

- 2 <u>前項</u>に規定する占用物件の占用の期間は、3年以内とする。ただし、 公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合、 管理者が認めた場合においては、10年以内とすることができる。
- <u>3</u> (略)

(占用料)

第28条 (略)

2 前項の占用料の額及び徴収方法は、<u>亀岡市道路占用料徴収条例</u>(昭和31年亀岡市条例第36号)<u>第2条</u>以下の規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは「公共下水道の施設又はその敷地」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

- 2 管理者は、暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、 公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。
- <u>3</u> 第1項に規定する占用物件の占用の期間は、3年以内とする。ただし、 公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合、 管理者が認めた場合においては、10年以内とすることができる。
- <u>4</u> (略)

(占用料)

第28条 (略)

__(昭 2 前項の占用料の額及び徴収方法は、<u>亀岡市道路の占用に関する条例</u>(昭 和31年亀岡市条例第36号)<u>第3条</u>以下の規定を準用する。この場合にお 敷地」 いて、同条例中「道路」とあるのは「公共下水道の施設又はその敷地」 と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

現行	改正後(案)	
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)	
その他庁舎使用料	その他庁舎使用料	
【別記1 参照】	【別記1 参照】	
備考	備考	
1 営利を目的とする使用にあっては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。	1 営利を目的とする使用にあっては、上欄の金額の5倍に相当する 額とする。	
2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月 未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使 用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割にあ っては年額を365で除した額とする。	2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月 未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使 用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割にあ っては年額を365で除した額とする。	
3 使用の期間が1日未満の場合は1日として計算する。	3 使用の期間が1日未満の場合は1日として計算する。	
4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。	4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。	
5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。	5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。	
6 電柱の支線、支柱は、電柱1本として計算する。	6 電柱の支線、支柱は、電柱1本として計算する。	
7 電気、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。	7 電気、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。	

【別記1】

現行

	区分	単位	金額	
土地使	電柱その他柱類、水道管その他管類、地下	亀岡市道路占	用料徴収条例 (昭和31年亀岡市条例第36号)に定める額	
用料	電らんその他線類、公衆電話所			
	その他の土地	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額	
建物使用料		1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地	
			使用料を加算した額	

改正後 (案)

	区分	単位	金額
土地	使 電柱その他柱類、水道管その他管類、地下	 <u>亀岡市道路の占用に関する条例</u> (昭和31年亀岡市条例第36号)に定める額	
用料	電らんその他線類、公衆電話所		
	その他の土地	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物	建物使用料		固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地
			使用料を加算した額

現行

改正後 (案)

(勤続期間の計算)

第7条 1 ~ 4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の 地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に 規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続い て職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として 引き続いた在職期間及び職員が第23条第2項の規定により退職手当を 支給されないで職員以外の地方公務員となり引き続いて、職員以外の 地方公務員等として在職した後、引き続いて職員となった場合におい ては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地 方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれ ぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公 務員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を 準用する。ただし、この条例の規定による退職手当に相当する給与の 支給を受けているときは、当該給与の計算となった在職期間(当該給与 の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等 の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合におい ては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得 た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切 り捨てる。)に相当する月額)は、その者の職員としての引き続いた在職 期間には、含まないものとする。

 $6 \sim 8$ (略)

(勤続期間の計算)

第7条 $1 \sim 4$ (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の 地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に 規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続い て職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として 引き続いた在職期間及び職員が第23条第2項の規定により退職手当を 支給されないで職員以外の地方公務員となり引き続いて、職員以外の 地方公務員等として在職した後、引き続いて職員となった場合におい ては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地 方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれ ぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公 務員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を 準用する。ただし、この条例の規定による退職手当に相当する給与の 支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当 該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共 団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合 においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除 して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端 数を切り捨てる。)に相当する月額)は、その者の職員としての引き続い た在職期間には、含まないものとする。

 $6 \sim 8$ (略)

(予言を受けない退職者の退職手当)

第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 1 ~ 6 (略)

- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に 規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期 雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に 掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の 退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額 に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の 支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特別受給資格者と、そ の者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と みなして、同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けるこ とができる特例一時金の額に相当する額

8 ~ 10 (略)

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又 │ 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又 │ は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の 各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金 額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿 手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の 条件に従い支給する。
 - (1) \sim (3) (略)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 1 ~ 6 (略)

- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に 規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期 雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に 掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の 退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額 に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の 支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、そ の者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と みなして、同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けるこ とができる特例一時金の額に相当する額

8 ~ 10 (略)

- は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の 各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金 額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿 手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の 条件に従い支給する。
- (1) ~ (3) (略)

- (4) 職業に就いた<u>もの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促 進手当の額に相当する金額
- (5) ~ (6) (略)

12 ~ 17 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 1 \sim 5 (略)

- 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。附 則
- $1 \sim 2$ (略)
- 3 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職 手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1号。 以下「条例第1号」という。)附則第4項の規定に該当する者及び傷病又 は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額に それぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、36年_____の期間勤続して退職した者(条例第1号附 則第5項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する 退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した 者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。) に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の 規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 ~ 6 (略)

附 則(昭和49年条例第1号)

- (4) 職業に就いた<u>者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進 手当の額に相当する金額
- (5) \sim (6) (略)

 $12 \sim 17$ (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 1 \sim 5 (略)

- 6 <u>第16条</u>第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。 附 則
- $1 \sim 2$ (略)
- 3 当分の間、_____35年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職 手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1号。 以下「条例第1号」という。)附則第4項の規定に該当する者_____

退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。2の場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

に対する退職

を除く。)に対する

手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に</u> <u>定める割合を乗じて得た</u>額とする。

 $5 \sim 6$ (略)

附 則(昭和49年条例第1号)

$1 \sim 3$ (略)

- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病によ り退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5 条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以 下である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3ま で及び条例第38号附則第6項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第 3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104 を乗じて得た額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項(傷病 又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に 関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間 が36年 である者に対する退職手当の基本額は、新条例 第3条第1項及び第5条の2並びに条例第38号附則第6項の規定にかかわ らず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例によ り計算して得られる額とする。
- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該 当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職 手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び条例第38号附則第 6項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附 則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

$7 \sim 8$ (略)

附 則(平成15年条例第46号)

 $1 \sim 3$ (略)

1	\sim	3	(略)

4	適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例 <u>第3条から第5条ま</u>
	で
	の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以
	下である者に対する退職手当の基本額は
	、当分の間、新条例第
	3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u>
	を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項

の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間 が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は 、当分の間、 同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合

を乗じて得た額とする。

当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職 手当の基本額は

、当分の間、その者の勤続期間を35年として附 則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

$7 \sim 8$ (略)

附 則(平成15年条例第46号)

 $1 \sim 3$ (略)

4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に 関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職 手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規 定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年と して同条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 (略)

附 則(平成18年条例第6号)

(施行期日)

第1条 (略)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の 日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による 改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定 による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)とし て退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由 と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤 続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正 前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から 第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項まで、附則第7条の規定 による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭 和37年亀岡市条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」 という。)附則第6項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退 職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1 号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。)附則第4項か ら第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に 関する条例の一部を改正する条例(平成15年亀岡市条例第46号。以下こ

関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職 手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規 定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年と して同条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 (略)

附 則(平成18年条例第6号)

(施行期日)

第1条 (略)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の 日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による 改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定 による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)とし て退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由 と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤 続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正 前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から 第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項まで、附則第7条の規定 による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭 和37年亀岡市条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」 という。)附則第6項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退 職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1 号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。)附則第4項か ら第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に 関する条例の一部を改正する条例(平成15年亀岡市条例第46号。以下こ

の条及び次条において「条例第46号」という。)附則第4項の規定によ
り計算した退職手当の額が
-
、新条例第2条の4から第5条の3ま
で及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第
4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第6
項、附則第8条の規定による改正後の条例第1号附則第4項から第7項ま
で並びに <u>附則第9条の規定による改正後の</u> 条例第46号附則第4項の規定
により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)
よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもって
その者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
2 (略)
第3条 ~ 第11条 (略)

の条及び次条において「条例第46号」という。)附則第4項の規定によ り計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若し くは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病によ り退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する 退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として 旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は 死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以 下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあって は、104分の87) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3ま で及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第 4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第6 項、 条例第1号附則第4項から第7項ま で並びに 条例第46号附則第4項の規定 により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもって その者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 (略)

第3条 ~ 第11条 (略)

改正後 (案)

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名利	7	位置
(1)	<u> 亀岡市立天川文化センター</u>	亀岡市薭田野町 <u>天川本山22番地</u>
(2)	亀岡市立馬路文化センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
(3)	亀岡市立東部文化センター	亀岡市篠町野条イカノ辻南76番地
(4)	亀岡市立保津文化センター	亀岡市保津町弐番11番地の1
(5)	亀岡市立保津ケ丘文化センター	亀岡市保津町上火無28番地の3

現行

(使用の許可及び制限)

- 第4条 文化センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、 市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当す ると認めるときは、市長は文化センターの使用許可に条件を付し、又 は使用を許可しないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 管理上支障があると認められるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
 - (4) その他使用を不適当と認めるとき。

(許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し)

第5条 使用の許可を受けた者であっても、次の各号の一に該当するとき | 第5条 使用の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当す は、市長は使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使し

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位置
(1)	<u> 亀岡市立人権福祉センター</u>	亀岡市薭田野町 <u>佐伯琴敷78番地の1</u>
(2)	亀岡市立馬路文化センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
(3)	亀岡市立東部文化センター	亀岡市篠町野条イカノ辻南76番地
(4)	亀岡市立保津文化センター	亀岡市保津町弐番11番地の1
(5)	亀岡市立保津ケ丘文化センター	亀岡市保津町上火無28番地の3

(使用の許可及び制限)

- 第4条 文化センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、 市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、市長は文化センターの使用許可に条件を付 し、又は使用を許可しないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 管理上支障があると認められるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
 - (4) その他使用を不適当と認めるとき。

(許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し)

るときは、市長は使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、

用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違 反するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上必要があるとき。
- 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその補償の責めを 負わない。

(使用者の義務)

- 第9条 使用者は、施設及び附属設備その他の附属物品を善良なる管理者 の注意をもって使用しなければならない。
- 2 使用者が前項の規定にかかわらず、施設及び附属設備その他の附属物 2 使用者が前項の規定にかかわらず、施設及び附属設備その他の附属物 品を滅失し、若しくはき損したときは、市長が相当と認める額の損害 を賠償しなければならない。

又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違 反するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上必要があるとき。
- 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその補償の責めを 負わない。

(使用者の義務)

- 第9条 使用者は、施設及び附属設備その他の附属物品を善良なる管理者 の注意をもって使用しなければならない。
- 品を滅失し、若しくは毀損したときは、市長が相当と認める額の損害 を賠償しなければならない。

現行

(介護補償)

- 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、 当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害で あって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受け る場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) (略)
 - (2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)<u>第5条第12項</u>に規定する 障害者支援施設に入所している場合(同条第6項 に規定する生活介護 を受けている場合に限る。)
 - (3) (略)

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、 当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害で あって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受け る場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

改正後 (案)

- (1) (略)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入 所している場合(同条第7項に規定する生活介護を受けている場合に 限る。)
- (3) (略)

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年亀岡市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(審査会の委員の定数)	(審査会の委員の定数)
第1条 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、30人以内とする。	(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、
	30人以内とする。

現行

改正後 (案)

(精神·結核医療付加金)

- 第6条の2 被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療付加金を支給する。
 - (1) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</u>第58条に規定する指定 自立支援医療のうち<u>障害者自立支援法施行令(</u>平成18年政令第10号) 第1条第3号で定める精神障害の医療
 - (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号)第37条の2第1項に規定する医療
- 2 精神・結核医療付加金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者自立支援法の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額並びにその他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。
- 3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、その世帯主が<u>障</u> <u>害者自立支援法</u>第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関又は感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1

(精神·結核医療付加金)

- 第6条の2 被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療付加金を支給する。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第58条 に規定する指定自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条第 3号で定める精神障害の医療
 - (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号)第37条の2第1項に規定する医療
- 2 精神・結核医療付加金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、<u>障害者総合支援法</u>の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額並びにその他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。
- 3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、その世帯主が<u>障</u> <u>害者総合支援法</u>第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関又は感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1

項に規定する結核指定医療機関に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療付加金として世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該指定自立支援医療機関又は結核指定医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し精神・結核医療付加金の支給があったものとみなす。

項に規定する結核指定医療機関に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療付加金として世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該指定自立支援医療機関又は結核指定医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し精神・結核医療付加金の支給があったものとみなす。

現行

改正後(案)

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。

- (1) (略)
- (2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)<u>第5条第12項</u>に規定する 障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所し ている場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」 という。)を受けている場合に限る。)

(3) (略)

2 (略)

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤 消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由 となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時 介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合 においては、市は介護補償として、当該介護を受けている期間、常時 又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める 金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入 所している期間については、介護補償は行わない。

- (1) (略)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
- (3) (略)
- 2 (略)

亀岡市こども医療費助成条例(平成5年亀岡市条例第28号)新旧対照表 改正後 (案) 現行 (定義) (定義) 第2条 この条例において「こども」とは、出生の日から15歳に達する日 第2条 この条例において「こども」とは、出生の日から15歳に達する日 以後最初の3月31日までの間にある者をいう。 以後最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その ┃2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その 他の者で、こどもを現に監督し、保護する者をいう。 他の者で、こどもを現に監督し、保護する者をいう。 3 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法(大正11年法 ┃ 3 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法(大正11年法 律第70号)第86条第1項に規定する保険医療機関等をいう。 律第70号)第86条第1項に規定する保険医療機関等及び同法第88条第1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。 (対象者) (対象者) 第3条 この条例の規定による医療費の助成を受けることができる者(以

- けることができる者(以 注所を有する国民健康保 下「対象者」という。)は、亀岡市の区域内に住所を有する国民健康保 保険各法(以下「医療保 資法(昭和32年法律第192号)及び規則で定める医療保険各法(以下「医療保 資を法」という。)による被保険者又は被扶養者であるこどもの保護者 とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、こどもが次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条の規定により扶助を受けている世帯に属する場合
 - (2) 亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)第2条の 規定による福祉医療費受給者証を交付されている母子家庭のこども 又は重度心身障害児である場合

- 2 前項の規定にかかわらず、こどもが次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、 対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条の規定により扶助を受けている世帯に属する場合
 - (2) 亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)第2条の 規定による福祉医療費受給者証を交付されている母子家庭のこども 又は重度心身障害児である場合

(受給者証の交付)

- 第5条 市長は、規則の定めるところにより、保護者からの申請に基づき こども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとす
- 月1日から12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院 外に係る医療を受ける場合は除く。)は、保険医療機関等において医療 を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を 提示しなければならない。

(届出)

第6条 受給者証の交付を受けている者は、住所、氏名の変更及び規則で 定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければ ならない。

(受給者証の交付)

- 第5条 市長は、規則の定めるところにより、保護者からの申請に基づき こども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとす る。
- 月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院 外に係る医療を受ける場合は除く。)は、保険医療機関等において医療 を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を 提示しなければならない。

(届出)

第6条 受給者証の交付を受けている者は、住所若しくは氏名の変更又は 規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出な ければならない。

亀岡市都市公園条例(昭和44年亀岡市条例第12号)新旧対照表

現行	改正後(案)
目次	目次
第1章 総則(第1条一第3条の2)	第1章 総則 <u>(第1条・第2条)</u>
	第2章 公園の設置(第3条-第3条の6)
第2章 公園の管理(第4条―第9条)	<u>第3章</u> 公園の管理(第4条—第9条)
第2章の2 工作物等の保管の手続等(第9条の2―第9条の6)	第4章 工作物等の保管の手続等(第9条の2―第9条の6)
<u>第3章</u> 使用料(第10条・第11条)	<u>第5章</u> 使用料(第10条・第11条)
<u>第4章</u> 雑則(第12条—第18条)	<u>第6章</u> 雑則(第12条—第18条)
<u>第5章</u> 罰則(第19条・第20条)	<u>第7章</u> 罰則(第19条・第20条)
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」とい	第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」とい
う。)及び <u>法に基づく命令</u>	う。)、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)
に定めるもののほ か、公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	201 H
が、公園の取直及の官理について必要な事項を定めるものとする。	か、公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 第2章 公園の設置
	(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)
	第3条 市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方
	メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地
	面積の標準は、5平方メートル以上とする。
	(公園の配置及び規模の基準)
	第3条の2 次の掲げる公園を配置する場合においては、それぞれその特

質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等 災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその 配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25~クタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 は、近隣の居住する者が容易に利用することができるように配置し、 その敷地面積は、2へクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする 公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるよう に配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戲、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戲、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衡地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園等前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての

<u>機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積</u>を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第3条の3 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次条各号で定める特別の場合においては、当該各号で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特別の場合)

- 第3条の4 前条ただし書の特別の場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 今第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合、当該建築物に限り、 当該公園の敷地面積の公園の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通

(設置等)

第3条 亀岡市が設置する公園は、別表第1のとおりとする。

2 (略)

(開園時間及び休園日)

第3条の2 (略)

2 公園の休園日は、有料公園施設に関してのみ次の各号に掲げる日とす 2 公園の休園日は、有料公園施設に関してのみ次の各号に掲げる日とす

省令で定める建築物

- イ 景観法(平成16年法律110号)の規定により景観重要建造物として 指定された建築物
- ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年 法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された 建築物
- (3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有 する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合、当該建 築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は 前2号の規定により認められる建築面積を超えることができること とする。
- (4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる 建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合、当該 建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又 は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができるこ ととする。

(設置、区域の変更及び廃止)

第3条の5 市 が設置する公園は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止するときは、当 該公園の名称、位置及び区域その他必要な事項を公告しなければなら ない。

(略)

(開園時間及び休園日)

第3条の6 (略)

る。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園するこ とができる。

- (1) 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す る休日に当たるときはその翌日)
- (2) (略)

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第4条 (略)

- を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載 した申請書を市長に提出しなければならない。
- <u>3</u> (略)
- 4 (略)
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を つけることができる。

(許可の特例)

第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者 | 第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者 は、当該許可による行為については、前条第1項又は第3項の許可を受 けることを要しない。

(行為の禁止)

る。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開園又は休園するこ とができる。

- (1) 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す る休日に当たるとき、はその翌日)
- (2) (略)

第3章 公園の管理

(行為の制限)

第4条 (略)

- 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4 号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許 可をしてはならない。
- 2 前項 の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為 3 第1項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為 を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載 した申請書を市長に提出しなければならない。
 - 4 (略)
 - 5 (略)
 - 6 市長は、第1項又は第4項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を つけることができる。

(許可の特例)

は、当該許可による行為については、前条第1項又は第4項の許可を受 けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただ 第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただ

し、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に当たり、適用を除外したものは、この限りでない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 立入禁止区域に立入ること。
- (5) (略)
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (9) · (10) (略)

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、次の各号の<u>一に</u> 該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) • (2) (略)

(公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可の申請書の記載事

項)

第8条

法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるもの とする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては主たる事務所の所 在地、名称、代表者氏名及び営業種目とする。以下この条におい て同じ。) し、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しく は<u>第4項</u>の許可に当たり、適用を除外したものは、この限りでない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) (略)
- (6) たき火をし、又は火気を弄ぶ こと。
- (7) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) · (10) (略)

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) • (2) (略)

(公園施設の設置又は管理の許可)

- 第8条 市長は、暴力団員等に対し、法第5条第1項の許可をしてはならない。
- **2** 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては主たる事務所の所 在地、名称、代表者氏名及び営業種目とする。以下この条におい て同じ。)

- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の種類、構造及び数量
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 公園の復旧方法

- コ その他市長が定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長が定める事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 変更しようとする事項

- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の種類、構造及び数量
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 公園の復旧方法
- コ 施設の管理者を別に定めるときは、その氏名、住所及び職業
- <u>サ</u> 公園施設を設けようとする者及び施設の管理者の暴力団員等の 該当の有無
- シ その他市長が定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ 公園施設を管理しようとする者の暴力団員等の該当の有無
 - カ その他市長が定める事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 変更しようとする事項
 - ウ 第1号サ又は前号オに掲げる事項

- **2** 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 申請者の住所、氏名及び職業
 - (2) 占用物件の管理方法
 - (3) 工事の実施方法
 - (4) 工事の着手及び完了の時期
 - (5) 公園の復旧方法
 - (6) その他市長が定める事項

(公園の占用の許可)

- 第8条の2 市長は、暴力団員等に対し、法第6条第1項の許可(有料公園施設の使用の許可に付随して占用しようとする場合の許可を除く。) をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。
- 2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるもの (有料公園施設の使用の許可に付随して占用しようとする場合は、 第5号に掲げるものを除く。)とする。
 - (1) 申請者の住所、氏名及び職業
 - (2) 占用物件の管理方法
 - (3) 工事の実施方法
 - (4) 工事の着手及び完了の時期
 - (5) 公園の復旧方法
 - (6) 占用しようとする者の暴力団員等の該当の有無
 - (7) その他市長が定める事項

(監督処分)

(監督処分)

規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその 条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を 命ずることができる。

(1)~(3) (略)

2 (略)

第2章の2 工作物等の保管の手続等

第3章 使用料

(使用料の環付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に 該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

第4章 雑則

(指定管理者による管理)

第17条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定管理者が行う公園の管理の基準は、第3条の2から第9条の6までに 定めるところによる。この場合において、これらの適用については、 第3条の2中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の 承認を得た」と、第4条、第7条から第9条までの規定、第9条の3、第9 - 条の4、第9条の6、第10条第4項、第11条、第13条及び第15条中「市長」 とあるのは「指定管理者」とする。

第5章 罰則

第9条 市長は、次の各号の一に 該当する者に対して、この条例の 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の 規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその 条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を 命ずることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

2 (略)

第4章 工作物等の保管の手続等

第5章 使用料

(使用料の環付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに 該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

第6章 雑則

(指定管理者による管理)

第17条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定管理者が行う公園の管理の基準は、第3条の6から第9条の6までに 定めるところによる。この場合において、これらの適用については、 第3条の6中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の 承認を得た」と、第4条、第7条から第9条までの規定、第9条の3、第9 条の4、第9条の6、第10条第4項、第11条、第13条及び第15条中「市長」 とあるのは「指定管理者」とする。

第7章 罰則

現行

改正後 (案)

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、障害者 その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次 条第2項において「高齢者等」という。)にあっては第2号から第7号ま で、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条

______に規定する被災者等に あっては第3号、第4号及び第7号)の条件を具備する者でなければなら ない。

- (1) (略)
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
 - ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める</u> 場合 令第6条第5項第1号に規定する金額
 - イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に 該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定</u> する金額

(入居者の資格)

- 第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、障害者 その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次 条第2項において「高齢者等」という。)にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復 興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条に規定する被災者等に あっては第3号、第4号及び第7号)の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
 - ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円
 - イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000円</u>

 $(3)\sim(6)$ (略)

- (7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 (略)

(入居者の選考)

第8条 入居の申込みをした者の数が入居されるべき市営住宅の戸数を 超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に 該当する者のう ちから行う。

 $(1)\sim(6)$ (略)

- 2 市長は、前項各号の一に 該当する入居申込者について住宅に困 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について住宅に困 窮する実情を調査し、亀岡市営住宅入居者選考審議会の意見を聴いて 入居者を決定する。
- 3 4 (略)

(連帯保証人)

第11条 (略)

2 入居者は、連帯保証人につき次の各号の一に 定める事実が発生 したときは、直ちに市長に届け出るとともに前項に規定する連帯保証 人変更の手続をしなければならない。

(1)~(4) (略)

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親 族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条 で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

 $(3)\sim(6)$ (略)

(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市 暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号

に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 (略)

(入居者の選考)

第8条 入居の申込みをした者の数が入居されるべき市営住宅の戸数を 超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のう ちから行う。

 $(1)\sim(6)$ (略)

窮する実情を調査し、亀岡市営住宅入居者選考審議会の意見を聴いて 入居者を決定する。

3 • 4 (略)

(連帯保証人)

第11条 (略)

2 入居者は、連帯保証人につき次の各号のいずれかに定める事実が発生 したときは、直ちに市長に届け出るとともに前項に規定する連帯保証 人変更の手続をしなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親 族以外の者を同居させようとするときは

、市長の承認を得なければならない。

項の承認をしないものとする。

(入居の承継)

第13条 (略)

2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員であ る場合は、同項の決定をしないものとする。

(敷金)

第19条 (略)

いては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が 定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができ る。

3 • 4 (略)

- 2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、前 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしては ならない。
 - (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条 第1項第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又は ウに掲げる金額を超える場合
 - (2) 当該入居者が第42条第1項各号のいずれかに該当する場合又は市 営住宅及び共同施設の管理についてこの条例の規定に違反した場合
 - (3) 入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合
 - 3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当 該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要 であると認めるとき(前項第3号に該当する場合及び当該入居者が第42 条第1項第6号に該当するときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、 第1項の規定による承認をすることができる。

(入居の承継)

第13条 (略)

2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員であ る場合は、同項の承認をしてはならない。

(敷金)

第19条 (略)

2 市長は、第16条の各号の一に 掲げる特別の事情がある場合にお 2 市長は、第16条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合にお いては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が 定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができ る。

$3 \cdot 4$ (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

2 · 3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に 掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの 期限を延長することができる。

(1)~(4) (略)

(使用許可の取消し)

宅の使用許可を取り消すことができる。

(1) • (2) (略)

(使用料の変更)

第62条 市長は、次の各号の一に 該当する場合においては、駐車 | 第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車 場の使用料を変更することができる。

(1)~(3) (略)

(使用許可の取消し)

第65条 市長は、使用決定者が次の各号の一に 該当する場合にお┃第65条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当する場合にお いて、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求すること ができる。

 $(1)\sim(6)$ (略)

2 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

2 · 3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに 掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの 期限を延長することができる。

(1)~(4) (略)

(使用許可の取消し)

第49条 市長は、次の各号の一に 該当する場合において、市営住 第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住 宅の使用許可を取り消すことができる。

(1) • (2) (略)

(使用料の変更)

場の使用料を変更することができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(使用許可の取消し)

いて、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求すること ができる。

 $(1)\sim(6)$ (略)

2 (略)

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例(平成12年亀岡市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)	
(管理者)	(管理者)	
第2条 法第7条 <u>ただし書き</u> 及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、本市の経営する水道事業及び下水道事業を通じて、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)を置かないものとし、管理者の権限に属する事務は <u>市長</u> が行う。	第2条 法第7条 <u>ただし書</u> 及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、本市の経営する水道事業及び下水道事業を通じて、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)を置かないものとし、管理者の権限に属する事務は、市長が行う。	
(組織)	(組織)	
第3条 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させる ため、上下水道部を置く。	第3条 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させる ため、上下水道部を置く。	
2 上下水道部は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる市長の権限に属する事務を分掌するものとする。	2 上下水道部は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定 に基づき、次に掲げる市長の権限に属する事務を分掌するものとする。	
(1) 簡易水道事業に関すること。	(1) 簡易水道事業に関すること。	
(2) 飲料水供給施設に関すること。	(2) 飲料水供給施設に関すること。	
(3) <u>簡易専用水道</u> に関すること。	(3) <u>専用水道及び簡易専用水道</u> に関すること。	
	(4) 飲用井戸等に関すること。	
<u>(4)</u> 水道未普及地域対策に関すること。	<u>(5)</u> 水道未普及地域対策に関すること。	
<u>(5)</u> 地域下水道事業に関すること。	<u>(6)</u> 地域下水道事業に関すること。	